

熊本市無電柱化推進計画

令和元年（2019年）8月策定

令和4年（2022年）3月改定

熊本市都市建設局土木部道路保全課

目 次

1. はじめに	1
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	2
(1) 本市における無電柱化の現状	2
(2) 無電柱化の取り組み姿勢	2
(3) 無電柱化の対象道路	2
① 防災・減災	2
② 安全・円滑な交通確保	3
③ 景観形成・観光振興	3
④ 電線管理者による無電柱化	3
3. 無電柱化推進計画の期間	3
4. 無電柱化の推進に関する目標	3
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	4
(1) 無電柱化の手法	4
① 電線共同溝方式	4
② 単独地中化方式	4
③ 軒下配線方式・裏配線方式	5
(2) 占用制度の運用	5
① 占用制限制度の適切な運用	5
② 占用料の減額措置	5
(3) 関係者間の連携の強化	5
① 推進体制	5
② 工事・設備の連携	6
③ 民地の活用	6
④ 他事業との連携	6
(4) 無電柱化の情報共有と啓発	6
(5) フォローアップ	6

1. はじめに

無電柱化事業は、昭和 60 年代初頭から全国的に取り組み、本市においても、中心市街地の商業地域や緊急輸送道路などを対象に、一定の整備を進めてきた。

このような中、近年、災害の激甚化・頻発化に伴う災害リスクの増加や、超高齢社会を迎えることによるバリアフリーの必要性などから、無電柱化の必要性は更に高まってきている状況である。

国においては、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、平成 28 年（2016 年）に「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国が策定する無電柱化推進計画や都道府県が策定する無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱推進計画を定めることを市町村の努力義務として規定していることから、本市では令和元年（2019 年）8 月より無電柱化法に基づく熊本市無電柱化推進計画の策定を行い、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定め事業の推進に取り組んでいる。

今回、国が策定する無電柱化推進計画が令和 3 年（2021 年）5 月に策定されたこと、また熊本県が策定する無電柱化推進計画が令和 4 年（2022 年）3 月に改訂されたことを受け、熊本市無電柱化推進計画を改定するものである。

2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 本市における無電柱化の現状

本市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備等による地中化が進められ、令和3年度（2021年度）末現在で、55.5kmの無電柱化が完了しており、これは市管理道路の約2%に相当する。

また、本市内には主要地方道熊本玉名線を始めとする緊急輸送道路が119.4kmあるものの、そのうち無電柱化された延長は16.9km（14%）に留まっている。

平成28年（2016年）4月14日及び16日に発生した熊本地震では、域内で、倒壊した電柱等の災害は発生しなかったものの、防災・減災、国土強靱化に資するまちづくりの観点などから、本市においても、無電柱化の必要性は高まっている。

(2) 無電柱化の取り組み姿勢

防災・減災の向上、安全かつ円滑な交通の確保、及び良好な景観や街並みの形成の観点から、必要な路線について無電柱化を強力的に推進していくとともに、低コスト手法などの採用におけるコスト縮減に取り組むものとする。

また、無電柱化法第2条において、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」との理念が定められていることを踏まえ、本市においても、市民の理解、関係者の合意や協力を得つつ、無電柱化による安全・安心なくらしの確保や、本市の魅力あふれる美しいまちづくりを推進することとする。

(3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。

そのため、選択と集中の観点から、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する。

なお、国道のうち本市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災・減災

国及び県による無電柱化路線とのネットワーク形成に配慮しつつ、熊本市地域防災計画において人口集中地区（D I D）かつ緊急輸送道路に位置づけている道路の無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

熊本市移動円滑化基本構想における特定道路整備や、都市計画道路整備に
合わせて無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

景観形成や観光振興に効果が高い道路や、魅力的なまちづくりを進めるため、無
電柱化に対する地域の機運が醸成されている区域を対象に無電柱化を推進す
る。

④ 電線管理者による無電柱化

上記の他、無電柱化法第 12 条に規定のとおり、道路の維持に関するものを除く
道路事業や市街地開発事業、その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」
という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

3. 無電柱化推進計画の期間

令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間
とする。

4. 無電柱化の推進に関する目標

令和 7 年度（2025 年度）までに、以下の新規路線（表-1）について、無電
柱化の実施を目標とする。

なお、令和元年（2019 年）8 月に策定した熊本市無電柱化推進計画などに基
づく継続事業路線（表-2、表-3）は、以下のとおりとする。

【新規】無電柱化推進計画一覧 (表-1)

路線名	整備延長 (km)
①主要地方道 熊本高森線	2.20
②市道 渡鹿7丁目3丁目第1号線	0.22
③市道 保田窪1丁目日本町第1号線	0.17
合計	2.59

【継続事業】

令和元年（2019年）8月策定 熊本市無電柱化推進計画などに関する目標路線一覧
（第7期無電柱化推進計画路線）

（表-2）

路線名	整備延長（km）
①市道 上熊本2丁目花園5丁目第1号線	0.40
②主要地方道 熊本玉名線	1.10
合計	1.50

その他無電柱化路線（国土強靱化3ヵ年緊急対策）

（表-3）

路線名	整備延長（km）
①主要地方道 熊本菊鹿線・一般県道熊本菊陽線	0.70
②市道 桜町新町1丁目第1号線	0.30
③一般県道 小島新町線	0.80
④市道 二本木3丁目世安町第1号線	1.20
⑤国道 266号	0.60
⑥市道 本荘5丁目帯山9丁目第1号線	4.40
合計	8.00

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

（1）無電柱化の手法

無電柱化は、地域及び路線の実状に応じ、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ、以下の手法により実施する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ、道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式とともに、新技術・新工法の導入による更なる低コスト手法について検討・促進する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請するとともに、単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため積極的に協力することとする。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、コスト縮減に効果が高い軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

上記の事業手法の他、自治体管路方式や要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用検討や、民間の技術・ノウハウ、資金の活用による財政負担の平準化にも資する P F I 手法の採用の検討に努める。

(2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

新設電柱の占用を制限する措置については、平成 29 年度（2017 年度）緊急輸送道路において実施している。

また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、更なる占用料の減額措置を検討する。

(3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる九州地方ブロック無電柱化協議会熊本県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

本市の管理する道路において、道路事業等やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、熊本市道路工事等連絡協議会等、関係者が集まる会議を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から、道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的かつ計画的に取り組むよう努める。

(4) 無電柱化の情報共有と啓発

国及び県、他の地方公共団体と連携し、無電柱化に関する情報共有を図るとともに、市民等に対し、本市ホームページ等を活用し、無電柱化の実施状況、効果等を周知することで無電柱化に対する理解を促進する。

(5) フォローアップ

計画の期間終了後、目標の達成状況等について、フォローアップを行い、次期計画における無電柱化の更なる推進につなげる。

